

令和4年6月第2回八街市議会定例会会議録（第6号）

1. 開議 令和4年6月22日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 栗 林 澄 恵
- 2番 木 内 文 雄
- 3番 新 見 準
- 4番 小 川 喜 敬
- 5番 山 田 雅 士
- 6番 小 澤 孝 延
- 7番 角 麻 子
- 8番 小 菅 耕 二
- 9番 木 村 利 晴
- 10番 石 井 孝 昭
- 11番 桜 田 秀 雄
- 12番 林 修 三
- 13番 山 口 孝 弘
- 14番 小 高 良 則
- 15番 加 藤 弘
- 16番 京 増 藤 江
- 17番 丸 山 わき子
- 18番 林 政 男
- 19番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	大 木 俊 行
総 務 部	長	片 岡 和 久
市 民 部	長	中 込 正 美
福 祉 部	長	吉 田 正 明
健 康 子 ど も 部	長	井 口 安 弘

経 済 環 境 部 長	相 川 幸 法
建 設 部 長	市 川 明 男
会 計 管 理 者	渡 邊 洋 一
財 政 課 長	和 田 暢 祥

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	田 中 和 彦
総 務 課 長	湯 浅 孝 史
課 税 課 長	森 正 幸
社 会 福 祉 課 長	高 山 由 美 子
子 育 て 支 援 課 長	春 日 葉 子
農 政 課 長	酒 和 裕 一
商 工 観 光 課 長	牛 川 孝 正

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 部 長	土 屋 武 志

・連絡員

学校給食センター所長	岩 井 濟
------------	-------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	梅 澤 孝 行
副 主 幹	佐 藤 竜 一
主 査	嘉 瀬 順 子
主 査	安 見 里 香
主 任 主 事	今 関 雅

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第6号）

令和4年6月22日（水）午前10時開議

日程第1 議案の上程  
議案第15号  
提案理由の説明

日程第2 発議案の上程  
発議案第3号から発議案第4号  
提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

日程第3 議案第6号から議案第12号及び議案第14号  
委員長報告、質疑、討論、採決

日程第4 議案第15号  
委員会付託省略、質疑、討論、採決

日程第5 議員派遣の件

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は19名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

最初に、各常任委員会付託事件について、各常任委員長から審査報告書の提出がありましたので配付しておきました。

次に、6月6日までに受理した陳情6件につきましては、その写しと処理結果一覧表を配付しておきました。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者に追加がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

それでは、日程第1、議案の上程を行います。

議案第15号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、追加提案いたしました案件は、令和4年度八街市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

それでは、提案いたしました議案について、ご説明いたします。

本議会におきまして、令和4年度八街市一般会計補正予算、第2号及び第3号を提案させていただいたところでございますが、今回、追加提案いたしました補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、令和4年4月26日の第2回原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議におきまして、原油価格・物価高騰等総合緊急対策が取りまとめられ、地方公共団体がコロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担を軽減できるように、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設され、臨時交付金が追加配分されたことを受け、新型コロナウイルス感染症対応の拡充のみならず、学校給食費等の負担軽減など、子育て世帯の支援、原油価格や物価高騰により影響を受ける中小企業者等の支援といった取組を速やかに行うほか、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業の事務費に不足が見込まれるため、必要な予算の補正を行うものでございます。

それでは、ご説明いたします。

この補正予算は、八街市一般会計補正予算（第3号）の議決後の見込額から2億3千428万2千円を増額し、歳入歳出の総額を247億7千506万2千円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として2億3千46万8千円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金として110万6千円、繰入金が財政調整基金繰入金として270万8千円でございます。

歳出につきましては、総務費が780万9千円、民生費が558万3千円、農林水産業費が

3千251万8千円、商工費が1億6千636万8千円、消防費が78万9千円、教育費が2千121万5千円でございます。

以上で追加議案の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

**○議長（鈴木広美君）**

ただいま上程されました議案第15号に対する質疑、討論、採決は本日の日程第4で行います。

続きまして、日程第2、発議案の上程を行います。

発議案第3号及び発議案第4号を一括議題といたします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木広美君）**

ご異議なしと認めます。

発議案第3号及び発議案第4号の提案理由の説明を求めます。

**○小澤孝延君**

おはようございます。

最初に、発議案第3号について、説明いたします。

発議案第3号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和4年6月22日提出、八街市議会議長、鈴木広美様。

提出者、八街市議会議員、私、小澤孝延、賛成者、八街市議会議員、木内文雄議員、同じく京増藤江議員、同じく小高良則議員、同じく林修三議員、同じく木村利晴議員でございます。

それでは、意見書（案）の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものです。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯があります。地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されます。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年6月、八街市議会議長、鈴木広美。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

次に、発議案第4号について、説明いたします。

発議案第4号、国における令和5年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和4年6月22日提出、八街市議会議長、鈴木広美様。

提出者、八街市議会議員、私、小澤孝延、賛成者、八街市議会議員、木内文雄議員、同じく京増藤江議員、同じく小高良則議員、同じく林修三議員、同じく木村利晴議員でございます。

国における令和5年度教育予算拡充に関する意見書（案）。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っています。

しかし、日本の教育は、いじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差、子どもの貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えています。

また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生しました。災害からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。

一方、国際化・高度情報化など、社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務です。千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要があります。

そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠です。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、令和5年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- ・災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること。
- ・少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- ・保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- ・安全安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- ・感染症に伴う臨時休校等の様々な措置により、児童・生徒が健康面、学習面で不安やストレスを感じることがないように、財政措置を講じること。
- ・GIGAスクール構想に伴うICT環境の整備促進のため、財政措置を講じること。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況

の中ではありますが、必要な教育予算を確保することを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年6月、八街市議会議員、鈴木広美。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

以上で、発議案第3号、発議案第4号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます

**○議長（鈴木広美君）**

お諮りします。

ただいま議題となっております発議案第3号及び発議案第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに、質疑、討論、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木広美君）**

ご異議なしと認めます。

これから質疑を行います。

発議案第3号及び発議案第4号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木広美君）**

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論は分割して行います。

最初に、発議案第3号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木広美君）**

討論がなければ、これで発議案第3号の討論を終了いたします。

次に、発議案第4号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木広美君）**

討論がなければ、これで発議案第4号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。採決は分割して行います。

最初に、発議案第3号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを採決いたします。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。発議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第4号、国における令和5年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを

採決いたします。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。発議案第4号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第3、議案第6号から議案第12号及び議案第14号を一括議題といたします。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

これから、常任委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られます。議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

常任委員長の報告を求めます。

最初に、石井孝昭総務常任委員長。

○石井孝昭君

総務常任委員会に付託されました案件4件につきまして、去る6月14日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約し、ご報告申し上げます。

議案第6号は、八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、国家公務員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置として、非常勤職員の育児休業等の取得要件が緩和される改正等がされたことを受け、本市においても勤務時間制度の権衡を図り、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を推進するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「対象となる職員への周知の方法は」という質疑に対して、「周知については、令和3年9月に八街市子育て支援ハンドブックを全職員に配布しています。また、令和4年4月には、改めて八街市子育て支援ハンドブックを再度、全職員に配布し、育児休業制度について、周知の徹底を図っているところです」という答弁がありました。採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第7号は、八街市税条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、地方税法の改正により、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件を所得税と個人住民税とで一致させることとされたほか、給与所得者や公的年金等受給者の扶養親族申告書等に、退職手当等を有する配偶者や扶養親族の氏名等を記載し申告する

といった措置が講じられたこと、住宅借入金等特別控除が延長されたことなどに伴い、所要の改正を行うものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第9号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対し、令和4年4月1日から令和5年3月31日納付期限の国民健康保険税を減免するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「これらの周知方法は」という質疑に対して、「7月に通知する国民健康保険税の納税通知書に同封する保険税制度周知用パンフレットで案内するとともに、市のホームページや、広報やちまたにて周知を行います」という答弁がありました。

次に、「申請するにあたり、減免の対象の要件に、主たる生計維持者の事業収入等のいずれかが前年度を基準に10分の3以上の減であることがある。この間、ずっと事業が低迷し、収入が低迷し続けているため、対応してもらいたくても対応してもらえない事業者が多いのではないか。それに対しては、どう対応するのか」という質疑に対して、「個人個人のそれぞれの状況を勘案し、丁寧に対応していきます」という答弁がありました。

次に、「この申請は、いつから受付を開始するのか」という質疑に対して、「令和3年度末に国民健康保険に加入した方は、既に申請することが可能です。それ以外の方は、7月の納税通知の後に申請することが可能です」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第14号、令和4年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、歳出1款議会費、2款総務費についてです。

審査の過程において、歳入では、「民生費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金について、これは令和4年6月末までとしていた新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限が令和4年8月まで延長されたことによる事務費の増額ということではどうか」という質疑に対して、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限が2か月延長されたことに伴い、職員の時間外手当と支援金申請受付業務の委託料の増額を行うものです。これに関する国の補助の割合は10分の10です」という答弁がありました。

次に、「事業の申請、利用状況、延長による効果はどのように見ているのか」という質疑に対して、「この事業は令和3年度から開始され、令和3年度の実績としては支給決定数155世帯、延べ支給件数430件、支給額は3千484万円です。令和4年度に入り、5月末時点では支給決定数30世帯、延べ支給件数43件、支給額は334万円です。制度の趣旨として、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在します。こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合は円滑に生活保護の受給につなげるために支給するものです」という答弁がありました。

次に、「再度延長になったことの周知は、どのように行うのか」という質疑に対して、「社会福祉課及び社会福祉協議会でのリーフレットの配置、また市のホームページや広報やちまたへの掲載のほか、千葉県社会福祉協議会から情報提供のあった世帯には申請書類を郵送して周知します」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

#### ○議長（鈴木広美君）

ここで、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

次に、小澤孝延文教福祉常任委員長。

#### ○小澤孝延君

文教福祉常任委員会に付託されました案件3件につきまして、去る6月15日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約して、ご報告申し上げます。

議案第8号は、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者の保険料の減免措置を、令和3年度に続いて令和4年度も実施するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「減免割合は変わらないのか」という質疑に対して、「変わりありません。前年度の収入の10分の3以上の収入減の場合を対象としています」という答弁がありました。

次に、「この予算は何件程度を対象に見ているのか」という質疑に対して、「当初の段階で何件という形での予算はとっていません。令和3年度が40件となっており、同じ方が引き続き該当する可能性は低いと思いますが、目安としては前年度と同程度と考えています」との答弁がありました。

次に、「この財源は」という質疑に対して、「一部、国の財政調整交付金の対象となっておりますので、それを充てて対応していきます」という答弁がありました。

次に、「これに関しては、国が全額補償するものではなかったか」という質疑に対して、「令和3年度は10分の10を国が補っていましたが、令和4年度の現段階では10分の4の財政支援ということが明言されています」という答弁がありました。

次に、「新型コロナウイルス感染症により、年々、収入が下がっていくことも予想されるが、

それに対しての対応は」という質疑に対して、「令和4年度の保険料は前年の収入に応じて算定されるため、前年の収入が少なくなった方は保険料自体が下がる可能性があります。納付に関しては、他の税等もあるかと思いますので、他の課の保険税等の情報を共有しながら、丁寧に対応していきます」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第12号は、学校給食センター施設用備品（第一調理場スチームコンベクションオープン）の購入についてです。

この備品の購入については、一般競争入札の結果、日本調理機株式会社千葉営業所が2千970万円で落札したため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、備品の購入について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程において委員から、「入札の件数は」という質疑に対して、「入札参加者は2者でした」という答弁がありました。

次に、「今回導入する機械の耐用年数は」という質疑に対して、「主要部品の製造、在庫状況等から、メーカーの推奨耐用年数は10年から15年程度です」という答弁がありました。

次に、「この機械の稼働する頻度は」という質疑に対して、「献立の構成によりますが、主菜料理のほとんどが焼き物、揚げ物、蒸し物で構成されています。週に3から4回は稼働しています」という答弁がありました。

次に、「第二調理場の同じ調理機の状況は。同じく機能が低下しているようであれば、第二調理場の調理機も同時に更新するべきだったのではないか」という質疑に対して、「第二調理場には焼き物機が2台あり、平成10年から稼働しており、老朽化している状況ですが、機器の診断や状況に基づいて、機器の更新を行っていきます」という答弁がありました。

次に、「このスチームコンベクションオープンを使用することで、既存の蒸し器が不要になると思うが、その点についてはどうか」という質疑に対して、「現在、大型の蒸し器が設置されていますが、今後はこの蒸し器の更新、維持管理が不要となり、経費の削減につながるものと考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第14号、令和4年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出3款民生費についてです。

審査の過程において、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限を令和4年8月末まで延長することにより、どのくらいの人が対象となると予測しているのか」という質疑に対して、「自立支援金に要する予算については、現在4千32万円が予算措置されています。令和3年度の実績としては、支給額が3千484万円となっています。延べ支給件数を300以上と見込んでも、予算範囲内で充足できると見込んでいます」という答弁がありました。

次に、「これまで支給した世帯の家族構成は」という質疑に対して、「令和3年度実績として、単身世帯が49世帯、2人世帯が54世帯、3人以上が52世帯でした」という答弁が

ありました。

次に、「支援金を振り込む際のチェック体制は、銀行との連携を図っているのか」という質疑に対して、「誤りのないよう、銀行に振り込みデータを確認して、送金等しています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

**○議長（鈴木広美君）**

ここで、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木広美君）**

質疑なしと認めます。

次に、山田雅士経済建設常任委員長。

**○山田雅士君**

経済建設常任委員会に付託されました案件2件につきまして、去る6月16日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約して、ご報告申し上げます。

議案第10号は、八街市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、金融機関の融資業務の集約化により、融資取扱い店が変更されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第11号は、市道路線の認定、廃止及び変更についてです。

これは、開発事業者の土地利用により3路線を廃止するとともに、1路線を新たに認定し、1路線を変更するものです。

現地調査を行い、採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

**○議長（鈴木広美君）**

ここで、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

**○小高良則君**

審査の過程について、お伺いいたしますが、八街市は災害時に内水氾濫が懸念される地域と

されておりますが、現地調査におきまして、道路排水についても検討されたか、お伺いいたします。

○山田雅士君

今回の審議の中では、道路排水等についての審議はございませんでした。

○小高良則君

側溝がついて道路が成り立っているところの移設の審査だったと思うんですけど、残念でございます。

また、開発された地域の変更の部分がありましたが、あそこは第一種農地だと思われるんですが、農地法、また市条例、法令に基づき審査されたのか、また廃止路線の今後についてはどういふふうに検討され、話し合われたのか、お伺いいたします。

○山田雅士君

今回の審議に関しては、もちろん現地調査の上なのですが、農地の関連とか、今後の利用等に関しての話合いではなく、あくまで道路の場所の状況の説明ということで、現地視察を行っております。なので、それ以上の審議は行っておりません。

○小高良則君

今まで生活道路で使っていた道路を廃止するわけですよ。それに対して、なぜ廃止するのか、なぜ付け替えるのかというのは審査、審議、また協議会なりを開いていくべきだったんじゃないかと私は思いますが、その話合いがなされていなかったということでもいいですか。

○山田雅士君

今回の審議の中では、そういった話合いはございませんでした。

○議長（鈴木広美君）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑がなければ、これで経済建設常任委員長報告に対する質疑を終了いたします。

以上で、各常任委員長の報告、質疑を終了いたします。

議案第6号から議案第12号及び議案第14号の討論通告受付のため、しばらく休憩いたします。休憩時間中に通告するよう、お願いいたします。再開時刻は事務局よりご連絡をいたします。しばらく休憩とします。

（休憩 午前10時38分）

（再開 午前10時50分）

○議長（鈴木広美君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから討論を行います。

討論の通告はありませんでした。

これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。採決は分割して行います。

最初に、議案第6号、八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、八街市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、八街市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、市道路線の認定、廃止及び変更についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、学校給食センター施設用備品（第一調理場スチームコンベクションオープン）の購入についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、令和4年度八街市一般会計補正予算を採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第14号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第4、議案第15号を議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第15号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、これから質疑、討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第15号に対する質疑を行います。

1人あたりの質疑時間は40分とし、質疑回数制限は設けません。

それでは、質疑はありませんか。

○丸山わき子君

それでは、議案第15号に関しまして、質問いたします。

まず、9ページ、10ページです。9ページでは新庁舎のバリアフリートイレ、ここでの設備、感染症対策の改修工事について、予算計上されております。あわせて、10ページでは南部老人憩いの家の自動水栓化等改修事業についての予算計上となって、どちらも蛇口のセンサー化ということでの予算計上のようなんですけども、バリアフリートイレの方、庁舎の方のトイレと老人憩いの家の方のセンサーの工事費でかなり差があるわけですが、どう

いった経緯があるのか、お伺いいたします。

**○財政課長（和田暢祥君）**

お答えいたします。

第4庁舎のバリアフリートイレ、感染症対策改修工事ということでございまして、ここにつきましては、それぞれのセンサースイッチのみならず、それぞれのフラッシュバルブですとか、壁面の工事、あと電気部分の工事ということで、そういった面で金額的には庁舎バリアフリートイレ改修の方が高くなっているというような形で、差が出ております。

**○丸山わき子君**

南部老人憩いの家の方のセンサー化につきましては、蛇口がどのぐらいあるのか、バリアフリートイレの方の蛇口は幾つセンサー化するのか、お伺いします。

**○福祉部長（吉田正明君）**

南部老人憩いの家のトイレの方でございますけれども、そこにつきましては男子トイレ、それから女子トイレ、それぞれ2か所ずつの手洗い場について、改修するものでございます。

**○財政課長（和田暢祥君）**

第4庁舎の方のバリアフリートイレは1か所でございます、庁舎の中には第1庁舎の方のバリアフリートイレ、こちらの方も1か所ございます。保健福祉センターの方にもバリアフリートイレということで2か所に設置されているところでございますので、それぞれ蛇口については2か所ずつということになっております。

**○丸山わき子君**

分かりました。

あと、物価高騰対応策についてなんです、このことにつきましては共産党市議団も経済対策をしっかりとやっていただきたいという申入れを5月にしていたところでございますが、今回は農業者あるいは事業者に対する支援事業がしっかりと盛られているという点で大変安心したところでございます。

まず、11ページの農業元気アップ支援事業につきまして、1経営体につき3万円ということのようなんです、3万円にしたという根拠は、どのような根拠なのでしょうか。

**○経済環境部長（相川幸法君）**

本事業は国の緊急経済対策といたしまして、コロナ禍における原油価格や物価高騰の影響を受けている事業者の負担軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設されたことを受けまして、その交付金を活用しての事業となります。

事業の制度設計するにあたりまして、交付金の目的である原油価格の高騰による影響を受けている事業者支援と考えまして、多くの事業者が対象となることを見込まれました。本事業で幅広く支援することといたしましたことから、予算編成におきまして、協議を重ねた結果、幅広くすることで、今回の支援金の金額となったところで。

**○丸山わき子君**

農業者にとっては資材であるとか肥料であるとかの高騰で、かなり厳しい状況があるような

んですけれども、その辺はどの程度考慮されたのか、それで3万円というのが決まってきたのか、その辺についてはどのような検討をされたのでしょうか。

**○経済環境部長（相川幸法君）**

今回の支援金額につきましては、先ほど申し上げたとおり幅広くやるということで、対象者がかなり多いということで、今回3万円ということで金額を決定させていただきました。

今後の話になりますけれども、先日の農業新聞に、千葉県の飼料価格が高騰していることを受けて、新たに飼料価格高騰緊急対策事業が、現在行われている県議会において追加提案されたというお話もあります。今後におきましても、原油高騰の影響はこれからもかなり見込まれる中におきまして、国、県のさらなる、そういう支援策も考えられますので、そういった県の動向を注視しながら、今後も適切にそちらの方は対応してまいりたいと考えております。

**○丸山わき子君**

それは申請するのか、あるいは全ての経営体に対して一律に支給するのか、その辺についてはどのような対応を取ろうとするのか、お伺いいたします。

**○経済環境部長（相川幸法君）**

現在のところ、申請を出していただくようになります。確定申告とか申告書、そういった写しを頂きまして、農業経営者であるということを確認いたしまして、支給する予定になっております。対象者に対しましては、これから細部を詰めて、漏れなく周知できるように、その辺は十分これからさらに協議を重ねてまいります。

**○丸山わき子君**

ぜひ希望する農家の皆さんがきちんとかういった支援を受けられるようにしていただきたいということと、もう一つは、やはり手続をとにかく簡略化したものに。農家の皆さんが、手続が一番大変なんだ、1回では済まない、2回行ってもまだ済まないといったことのないように、ぜひ簡略化して事業を進めていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

それから、12ページに中小業者に対する支援事業があるわけですが、これについても一律で1事業者につき3万円ということのようなんです、事業者に対しても同じように、農業者と同じように3万円にしたという根拠は何なのか、その辺についてお伺いいたします。

**○経済環境部長（相川幸法君）**

こちらのファイトやちまた中小企業等支援につきましても、農業者と同様、今回は農業者、中小企業者を含めた中での制度設計を行いました。そういった中で平等にといいますか、その中で金額的には同じように一律3万円ということで、今回の方は決定させていただきました。

**○丸山わき子君**

平等に3万円ということのようなんです、先ほど説明をちょっと伺ったときは5千400社、市内5千400社の事業者ですよというようなことだったんですが、これも申請による

ものなのか、この間の実績によるものなのか、その辺についてはどうでしょうか。

**○経済環境部長（相川幸法君）**

こちらにつきましても、先ほどの農業者支援と同様に、申告書の提出を頂いた中で対象者に対する支援金の給付を行うということで、手続上は、ほぼ同じような形で行う予定になっております。

**○丸山わき子君**

両方の事業に関しまして、申請期間はいつから始まるのか、またいつまでこれはやられるのか、申請時期と、その期間ですね。

**○経済環境部長（相川幸法君）**

まず、農業元気アップ支援金、こちらにつきましては今現在、交付要綱とか実施要綱みたいなものを先に作ってしまして、7月中には元気アップも中小企業の方も申請が始められる状況をつくりたいということで今進めております。申請期限につきましては、農業者の方が一応9月30日まででやりまして、10月中には全ての方に、申請者になるべく支給が終わるように進めていきたいと。また、中小企業者の方につきましては件数が多いので、もう少し伸びまして10月末までを予定しております。こちらにつきましても年内中には全て支給が完了するようにしたいと考えています。

**○丸山わき子君**

ぜひよろしく願いいたします。

この事務は大丈夫ですか。かなりの件数を扱っていくわけですね、そういう点では人員確保等は要らないのかどうか、その辺についてはどのような検討をしているのでしょうか。

**○経済環境部長（相川幸法君）**

まず農政課の方、5款では1名の職員を一応お願いしたいというふうに考えております。6款商工費につきましては2名の職員の方を増員いたしまして対応したいと考えております。

**○丸山わき子君**

短期間の事業で大変かと思いますが、ぜひよろしく願いしたいと思います。

それから、10ページに戻りますけれども、私立保育園等の運営支援事業、それから13ページの私立幼稚園運営支援事業、それぞれ、私立幼稚園については入所人員に対して1万2千円、それから私立保育園については定員に対して1万2千円と。支給していく根拠が入所人員と定員ということで分けてあるんですが、なぜこのように変わってきているのか、お伺いいたします。

**○健康子ども部長（井口安弘君）**

それでは、お答えいたします。

私立保育園、私立認定こども園及び家庭的保育事業につきましては、既に対象となるお子さんがほぼ定員まで入所していらっしゃるということで、入所定員を基に補助金を算出することといたしました。

一方、私立幼稚園につきましては入所者の実数が定員に全く達していないという状況がござ

いまして、そういった状況を考慮して、実態に即した入所人員で補助金を算出することとしたものでございます。

ちなみに、状況を申し上げますと、幼稚園の方は、八街文化幼稚園が定員270名に對しまして、いまの入所人員は94名、それから八街すずらん幼稚園につきましては定員200名に對しまして入所人員は123名といった状況でございます。

#### ○丸山わき子君

算出の根拠につきましては理解いたしました。

次に、13ページの学校給食の食材高騰対策について、お伺いいたします。

これの積算根拠について、説明いただきたいと思っております。

#### ○教育部長（土屋武志君）

それではお答え申し上げます。

今回の事業費1千861万1千円についてですが、標準的な和洋中の3種類の献立を作るために必要な食材費の令和2年度から令和4年度までの平均価格上昇率を求めたところ、約11パーセントとなりました。学校給食の賄い材料費である学校給食費に對し、求めた上昇率を乗じた額を学校給食における食材料費の価格高騰対応分として算出いたしました。この結果、8月の夏休みを除く年間の給食実施月、11か月分の高騰分は2千559万2千円となり、今回は7月からの給食に交付金を適用するもので、8か月分の高騰分1千861万1千円を本事業の事業費としたものでございます。

#### ○丸山わき子君

8か月というと、全額ではないわけですね。全額に達するための予算措置というのは、今後どんなふうにお考えなんでしょうか。

#### ○教育部長（土屋武志君）

今回につきましては、もう既に、賄い材料費というのは毎月毎月で支払っているもので、あくまでも7月以降のものでございます。ですので、もう既に支払ったものについては今までどおり、もう支払いが終わっていますので、これについては既に終わっている。ただし、来年度以降ということになってくると、国の動向であるとか県の動向も見極めながら考えていくしかないと思っています。

ただし、これが入っていない形で給食が存続できるのかという問題は当然出てきます。今までは栄養士の方々に本当に努力していただいて、安い原材料も含めて、いろんな作戦を練りながら給食を存続してきました。ただ、これが入ることによって、栄養士により安定した給食の提供ができるということで、非常に、今後の7月以降の給食については、またアラカルトも含め、いろんな材料の選択肢も増えてくるというふうを考えております。

#### ○丸山わき子君

本当にこの間、栄養士の方の腕一本にかかっていたということで、ある意味お気の毒だったなど。こういった形で予算措置されたということは本当によかったなというふうに思うのですが、今後についても、やはりしっかりと国に對してこういった予算措置をしていくように

ということで、ぜひこれは市長からも国に対して学校給食費の予算措置をしていただくというのを要望していただきたいというふうに思いますが、その辺について、市長いかがでしょうか。

**○市長（北村新司君）**

このことにつきましては、各組長も非常に困難な事案だということで思っておりまして、全国市長会あるいは千葉県市長会の中でも、はっきりと国に申し上げるというふうになっております。

**○丸山わき子君**

ぜひ国に対して強く要望していただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わりにいたします。

**○議長（鈴木広美君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○小高良則君**

それではお伺いいたします。議案説明資料の中からお伺いさせていただきますが、まず、農業元気アップ支援事業の対象件数はどのぐらいで見ているのか、お伺いいたします。

**○経済環境部長（相川幸法君）**

積算上で用いさせていただいたのは申告者の件数で、約1千件ちょっとあったんですけども、新規の方もいるかもしれないので、一応1千50件を対象として見ております。

**○小高良則君**

今回の支援は、あってしかり、高騰下の中で非常に厳しい営業をしている農家、また中小企業者もいると思います。ただ、規模の大小がどうしてもある中で、3万円ではやっぱり不足するかなと思ったら、先ほどの答弁でも、これからまた新たなものが出てくるということでしたので、それに期待するところでございます。

また、全体的な質問をさせていただきますが、今回、例えば幼稚園、保育園に関しまして出ていますけど、臨時交付金、市立保育園、市立幼稚園は、給食にしても、市の賄い材料費ではなく、電気や燃料の高騰に対してはどのような国の交付金があるのかなど。本来だったら、これにも使えるのかなと思ったんですけど、市立の高騰に対してはどう考えているのか、お伺いいたします。

**○健康子ども部長（井口安弘君）**

それでは、市立保育園に関しましてお答えさせていただきますと、市立保育園の経費の上昇というのは当然、光熱費等々であると思いますが、それについては通常の予算の中で対応していきたいというふうに担当としては考えております。

**○小高良則君**

本来という言い方も違うのかもしれないですけど、地方創生臨時交付金は、いわゆる、ひも付きで来ていると思うんですけど、一般財源として市の運営には使えないという解釈でいいのでしょうか。ちょっと僕は分からないので、お伺いします。

○財政課長（和田暢祥君）

今回の地方創生臨時交付金の活用の仕方なんですけれども、国の方から追加予算分で追加交付が入ったところなんですけど、それぞれ対象事業分ということで、感染症対応分、あと物価高騰対応分、今回はデジタル推進対応分というような形で区分はつけさせていただいて、一応対象事業のところについては交付金の方を充当させていただいているというふうになっております。

例えば先ほどの賄い材料費等々、給食を作るときの物価高騰分に係る食材費が上がっているというところについては交付の対象ということでございまして、その他、給食センター自体の、例えば燃料費ですとか、そういう部分については、そもそもが学校給食法の中で市が負担して事業をやるものというふうになってございますので、その辺のところについては今回の地方創生臨時交付金を充当するところにはなっておりませんので、対象外というような形になってきます。

○小高良則君

分かりました。

次に、避難所感染症対策事業費の中で情報掲示板がありますけど、これを見ると、予算的にはホワイトボード的な簡易なものなのかなと思うんですけど、具体的にどのようなものを整備しようと考えているのか、お伺いいたします。

○総務部長（片岡和久君）

今回、新型コロナウイルス感染症に対応した新たな災害対応資機材整備事業ということで、災害時の体調不良者の収容施設に設置するもので、ホワイトボード、ディスプレイ、それに付随するスタンドケーブル、インクジェット複合機の方を整備するものです。

○小高良則君

以上で私の質問を終わりますが、3万円の支給に関しましては、やっぱり困窮しているところはかなり困窮しています。スピーディーに、ひとつ支給できるように、尽力いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木広美君）

ほかに質疑はありませんか。

○木内文雄君

何点か質問させていただきます。

補正書の方の9ページになりますが、台帳の電子化についてですけれども、これの補助率なんですけれども、一般財源も使うことになっておりますけれども、根拠について教えていただけるでしょうか。

○財政課長（和田暢祥君）

お答えいたします。

今回の地方創生臨時交付金の交付額というのが、アップパーがあるわけなんですけれども、国

から交付されました金額を10分の10で100パーセント充当させていただきまして、それでも、それぞれの事業の中でやはり一般財源が、事業費トータルを算出してまいりますと足りなくなる部分がございます。その部分につきましては一般財源の方で、事業としては八街市として実施すべき事業だろうということで計上させていただいておりますので、不足する分については一般財源で対応させていただいているところでございます。

その事業について、今回は資産税課の税事務費という形で、713万8千円のうち、一般財源の充当分ということで270万8千円というのを一般財源で対応させていただいたところでございます。

**○木内文雄君**

私も10分の10だというふうに思っていましたので、一般財源をなぜ使うのかがちょっと心配でしたので、お伺いさせていただきました。

委託事業になるんですけれども、誤入力防止が一番大事になってくるかというふうに思います。このチェック体制についてのお考えをお伺いします。

**○議長（鈴木広美君）**

執行部、大丈夫ですか。質疑の内容はわかりますか。

木内文雄議員、もう一度お願いいたします。

**○木内文雄君**

誤入力防止が大事だと思うんですね、委託事業で丸投げするのかなというふうに思うんですけれども、そこで誤入力を防止するために市の方でもチェックが必要だと思うんです、誤って入力されていることがないかどうかをチェックする必要があると思うんですね。台帳の電子化ですので、電子化で台帳から移すときに誤入力になってしまうと、そのまま流れてしまう可能性があるわけですね。

**○議長（鈴木広美君）**

木内議員、これは9ページの2款総務費の中の資産税の事務費の委託料に関してということですか。

**○木内文雄君**

電子化するわけですから、電子化については委託料で全部を委託するわけなんですけれども、誤入力があつたときのチェックの体制について、お伺いしているんですけれども、ここにあつたかと思つているんですが。

**○市民部長（中込正美君）**

お答えします。

今回の電子化、固定資産課税台帳の電子化につきましてはスキャニングをしまして、それをPDFファイル化してパソコンで閲覧できるようにするものですので、手入力するのとはちょっと違ひまして、全部スキャニングで対応してもらいます。

**○木内文雄君**

それでしたら誤入力の心配はないと思うんですけど、読みにくい字とかの変換についても、

パソコンですので、確認の上、お願いいたします。

続きまして、先ほどから出ている農業についてですけれども、予算書11ページになりますが、兼業農家の方がかなり八街の場合はいらっしゃると思うんですね。兼業農家の方についても、先ほどの質問の中で申告があればということで伺っていますけれども、申告があればどなたでもという解釈でよろしいのでしょうか。

**○経済環境部長（相川幸法君）**

申告されていれば、全ての方を対象にしております。なぜかといいますと、原油高騰での農作業にあたりましては、どなたにおいても、それなりの影響があるということで、兼業、専業は関係なく、全てを対象としております。

**○木内文雄君**

中には中小企業を営みながら農業をされている方もいらっしゃると思うんですけれども、ダブルで給付するという考え方でよろしいのでしょうか。

**○経済環境部長（相川幸法君）**

兼業であれば、あれなんですけれども、自営業の場合、農業法人であったり、そういった方は中小企業の方に含まれる形で、農業の方は個人を対象としておりまして、法人については全て、中小企業の支援金の方で対応したいと考えております。

**○木内文雄君**

中小企業の中で土木業を営みながら農業をされている方や、建築に関わる事業所を個人でやりながら農業をやっている方もいらっしゃると思います。そういった方については、どうお考えでしょうか。

**○経済環境部長（相川幸法君）**

今のところ、会社と個人を分けて一応考えておりまして、対象となる可能性はあるんですけれども、細部についてはこれからさらに詰めて考えていきます。

**○木内文雄君**

検討の上、正しい方向で給付されるのだと思いますので、できればダブルでもいいのかなと個人的には思いますが、ちょっと余談です、すみません。

続きまして、予算書12ページなんですけれども、先ほど防災費の方でディスプレイの購入ということがありましたけれども、これについて、私のほうから避難所へのWi-Fi設置について質問させていただいたことがあるんですけれども、ディスプレイも大事ですが、Wi-Fiについての予算というのは組めないでしょうか。

**○総務部長（片岡和久君）**

今回の補正予算については、コロナ等の感染防止をする観点から、体調不良者の一般避難所への受入れを行わず、体調不良者の施設に避難していただくこととなっております。そのため、飛沫感染の拡大防止を防ぎ、適切な情報発信の必要があることから、今回の備品を整備するものでございます。ご質問のWi-Fiについては、今回は計上しておりません。

**○木内文雄君**

情報発信とコロナ感染の防止からも、Wi-Fiがあれば、個人でそれぞれデータを取ることでもありますし、Wi-Fiルーターを1つ設置すれば済む話ですので、ぜひ検討の方をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**○総務部長（片岡和久君）**

避難所へのWi-Fiの整備については今後検討していきたいと考えております。

**○木内文雄君**

質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（鈴木広美君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○林 修三君**

私のほうから幾つか質問させていただきます。

今回、国の交付金の関係で2億3千428万2千円の交付金を頂けるということで大変ありがたいなと喜んでいるところでございますけれども、2億3千万何某の根拠のようなものはあるんですか、交付金の。近隣市町村との差とか、そういったものはあるんですか。

**○財政課長（和田暢祥君）**

お答えいたします。

今回は国の追加補正ということで、2億3千46万8千円というのが追加交付された分につきまして、補正予算という形で事業費の計上をさせていただいているところなんですけれども、大もとの国の方の予算の中では、国の令和3年度の補正予算の約2千億円ですとか、令和4年度の予備費から約8千億円ですとか、そういう全体の額からそれぞれの市町村の方に、千葉県全体の中から、それぞれ千葉県の市町村に割り振りがされてございます。その交付限度額というのが今回の2億3千46万8千円ということになってございます。割り振りの細かい案分、いろんな係数があって、国の方からの割り振りがあるのだと思いますけれども、そこまでの把握はしてございません。

**○林 修三君**

その辺でよく見えないところがあります。どうして八街に2億3千万円、こんなに多く来た根拠があるのかどうか、よく分かりませんが、ここで言いたいことは、2億3千万円も交付いただいて、八街が少し元気になるかなと思って、感謝したいと思います。

続いて12ページ、先ほどから出ていますけれども、ファイトやちまた中小企業等支援事業費なんですけれども、計算によると、恐らく対象は5千440件になるのか。ちょっと確認ですけど。

**○経済環境部長（相川幸法君）**

対象見込みといたしまして5千440件になっております。

**○林 修三君**

計算が合っていました。

要するに、申請が上がってきた段階で、下りるか下りないかの審査があると思うんですが、

そのときの基準のようなものはあるのでしょうか。

**○経済環境部長（相川幸法君）**

今回は申請していただくんですけれども、申請していただく際に申告書の方のコピーをつけていただいて、その中で事業をされているということが分かれば対象となります。

**○林 修三君**

大変大事な交付金ですので、間違いはないと思うんですけど、いろいろ考える方もおりますので、申請の段階で間違いのないように、十分な審査をお願いしたいというふうに思います。

基本的には支援金が頂けるということなので、八街も少しは活性化できると。私は委員会のときから申し上げておりましたが、八街の中小企業を何とかしてもらいたいということをおっしゃっていましたので、今回このようなネーミングで、中小企業等支援金事業費ということで組まれたことは大変ありがたいことだと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、もう一点ですけれども、学校給食費のことなんですけれども、13ページですか、大変やりくりしに四苦八苦している給食センターの栄養士の方をはじめ、職員の方々のご努力に感謝を申し上げます。

今いろいろ説明いただきましたので、苦しい中でやりくりをしているということですので、試算の根拠もお伺いしましたし、確認したいのは、今の市民、保護者等の心配は、もしかして値上がりしてしまうんじゃないだろうかという不安であります。給食費の値上げは、こういう物価上昇の折りなので、もしかしてという不安があるかもしれませんが、その辺のことについては、年度内は給食費の値上げは一切ないと考えてよろしいでしょうか。

**○教育部長（土屋武志君）**

先ほど来、申し上げたとおり、給食につきましては栄養士が本当に子どもたちのことを考えながら、いろんな工夫をして今までも作ってまいりました。そして、物価高騰に対して、特に油、あるいは加工品の値上がりが顕著であるというふうに考えております。そういうことで、今回お金を入れることによって、令和2年度の水準に戻していこうと。そのことによって、栄養士が今回のものを使いながら、しっかりと年内については賄っていくというふうに、当然考えております。

また、先ほど申し上げたとおり、来年以降については、しっかりと国の動向を見ながらになりますけれども、どんなことがあったとしても、栄養士等としっかりと相談しながら、安定した給食が提供できるように、私どもとしては努力してまいりたいと、そのように考えております。

**○林 修三君**

大変な状況の中でのやりくりは大変だと思いますけれども、ひとつ頑張ってください、今の答弁のように、年度内は何か頑張ってくださいというふうに思います。大変ありがたい交付金を頂いたので、大変私もうれしく思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木広美君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

議案第15号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで議案第15号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。

議案第15号、令和4年度八街市一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第15号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

八街市議会会議規則第172条第1項の規定により、印旛管内市議会正副議長連絡協議会定例会に参加のため、成田市に、配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。令和4年6月第2回八街市議会定例会を閉会いたします。

この定例会は終始熱心な審議を経て全ての案件を議了し、ただいま閉会になりました。執行部は各議員から提出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたしまして、閉会のご挨拶といたします。

議員の皆様申し上げます。この後、行政視察の打合せを行いますので、各常任委員長及び議会運営委員長は、このまま本会議場にお残りください。打合せ終了後、広聴広報特別委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時40分）

○本日の会議に付した事件

1. 議案の上程  
議案第15号  
提案理由の説明
2. 発議案の上程  
発議案第3号から発議案第4号  
提案理由の説明  
委員会付託省略、質疑、討論、採決
3. 議案第6号から議案第12号及び議案第14号  
委員長報告、質疑、討論、採決
4. 議案第15号  
委員会付託省略、質疑、討論、採決
5. 議員派遣の件

.....  
議案第15号 令和4年度八街市一般会計補正予算について  
.....

発議案第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

発議案第4号 国における令和5年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

議案第6号 八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 八街市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 八街市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 市道路線の認定、廃止及び変更について

議案第12号 学校給食センター施設用備品（第一調理場スチームコンベクションオーブン）の  
購入について

議案第14号 令和4年度八街市一般会計補正予算について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和4年6月22日

八街市議会議長 鈴木 広 美

八街市議会議員 小 川 喜 敬

八街市議会議員 新 見 準